枚方市介護サービス事業者における処分基準

１．行政処分等の実施の目的

介護保険制度は、要介護状態等の者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき設けられている。

そして、サービスを提供する事業者については、制度の目的を果たすため、人員、設備及び運営基準に従い、利用者の人格を尊重し、法令を遵守し、適切なサービスを提供することが義務付けられている。

したがって、介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく介護サービス事業者に対する行政処分等は、介護サービス事業者がこれらの義務を果たさず、制度の趣旨・目的に反する行為を行っている場合に、その不正行為を抑止し、利用者の尊厳及び適切なサービスを受けられる状態を回復し、再発防止を図ることに資する厳正な措置を行うものである。

また、行政処分等は、介護サービス事業者の事業運営に多大な影響を及ぼすものであることを踏まえて、不正行為の事実認定、処分事由への該当性判断、処分等の程度決定、最終的な処分等の通知まで、法令等に基づき、社会通念にも照らし合わせつつ、合理的な根拠を持って行うことにより、市民の安全安心及び制度の信頼を確保することを目的とするものである。

２．前提となる考え方

⑴　行政処分等は、介護サービス事業者が行った不正行為が法第 77 条第１項各号等の処分事由のいずれかに該当する場合に行われるものである。

ここでは、人員基準違反、運営基準違反、人格尊重義務違反、不正請求及び不正の手段による指定の５つに該当する場合の処分等の程度決定について定める。

⑵　処分等の程度決定にあたっては、原則として、不正行為の内容・程度を処分事由ごとに照らして判断するものとし、処分事由のうち、監査時の虚偽報告及び虚偽答弁についても、もとよりこれのみを事由として処分等を行うことができるものであるが、ここでは、虚偽報告等による隠ぺい前の事実が該当する不正行為自体が該当する処分事由の程度決定時の加重項目として取扱う。

⑶　処分等の程度の検討については、まず、指定取消、指定の全部効力停止及び一部効力の停止という処分の程度をＡ級～Ｄ級という態様に分類し、そのうち全部効力停止については期間、一部効力停止については期間及び内容により区分するものとする。

そして、上記５つの処分事由について、それぞれ基準となる態様として位置付ける。

なお、人員基準違反及び運営基準違反については、原則としてそれらの処分の前段階

として、行政指導たる勧告（勧告に従わない場合、命令）がある。

ただし、人格尊重義務違反、不正請求、不正の手段による指定については、介護保険法上、行政処分の事由となるため、勧告とはならない。

【基本となる処分態様】

処分事由	態様(級)	処分内容	根拠条文
人員基準違反	Ａ級	勧告	法第 77 条第１項第３号等
運営基準違反	Ａ級	勧告	法第 77 条第１項第４号等
人格尊重義務違反	Ｃ級	指定の全部効力停止	法第 77 条第１項第５号等
不正請求	Ｃ級	指定の全部効力停止	法第 77 条第１項第６号等
不正の手段による指定	Ｃ級	指定の全部効力停止	法第 77 条第１項第９号等

【行政処分等の態様と内容】

態様	内容
Ａ級	勧告（人員基準違反、運営基準違反時のみ）、勧告以外の行政指導
Ｂ級－１号	指定の一部効力停止１月（新規利用者受入停止等）
Ｂ級－２号	指定の一部効力停止３月（新規利用者受入停止等）
Ｂ級－３号	指定の一部効力停止６月（新規利用者受入停止等）
Ｂ級－４号	指定の一部効力停止１年（新規利用者受入停止等）
Ｃ級－１号	指定の全部効力停止１月
Ｃ級－２号	指定の全部効力停止３月
Ｃ級－３号	指定の全部効力停止６月
Ｃ級－４号	指定の全部効力停止１年
Ｄ級	指定取消

３．基本的な考え方

⑴　処分等の程度決定にあたっては、原則として、以下の各段階を経て決定する。

①　処分事由ごとに、基本となる処分等の態様（Ａ級～Ｄ級）を定める。人員、設備及び運営基準違反については、法の定めにより原則として「勧告」とする。その他の不正行為については、行政処分のうち中位的な態様である「指定の全部効力停止」とする。

②　処分等の対象事案の個別事情を当該処分等の態様に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去５年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分等の態様に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。

③　処分等の態様が指定の全部効力停止又は一部効力停止となる場合の基本となる処分の期間については、３月とする。

これに個別事情を当該処分の期間に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去５年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分の期間に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。加重又は軽減は月単位とし、基本となる処分の期間として定めた３月に加重・軽減の月数を加え、その月数に応じて、加重・軽減後月数を決定する。

【処分期間の換算表】

加重・軽減後の月数	換算程度（号）	内容
１～２月	１号	指定の全部又は一部効力停止１月
３～５月	２号	指定の全部又は一部効力停止３月
６～８月	３号	指定の全部又は一部効力停止６月
９月～	４号	指定の全部又は一部効力停止１年

④　処分等の態様が指定の一部効力停止となる場合の内容の詳細については、以下のとおりとする。

(ア)原則として、新規利用者の受入停止とする。

(イ)処分対象事業種別と処分原因によっては、業務の部分的停止とする。

(ウ)報酬支払額の制限（減額）については、原則として、本来、指定取消又は指定の全部効力停止相当であるところを利用者保護等の観点から指定の一部効力停止処分へと変更する場合（下記⑷参照）に適用する。

(エ)報酬支払額の制限（減額）の程度及び期間については、当該処分の態様の変更の趣旨が、利用者のサービス継続性の確保（利用者保護）であることから、事業の継続運営も考慮し、原則として、その程度については、定員超過・人員欠如に関して規定されている７割への制限（減算部分は３割）、その期間については、指定取消処分相当からの変更の場合は６月、指定の全部効力停止相当からの変更のときは３月を標準とする。

⑵　一つの不正等行為が二つ以上の処分事由に該当する場合、または手段若しくは結果である行為が他の処分事由にも該当する一連の行為の場合には、原則として、処分事由ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものを適用する。ただし、それぞれの処分事由に応じて、同時に行政処分と勧告・指導を行うことを妨げるものではない。

⑶　二以上の不正等行為について併せて処分等を行うときは、それぞれの不正等行為ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものに適宜加重（原則、処分の期間を加重。加重対象不正行為の程度によっては処分の態様を変更）を行う。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と認めうる場合には、単一の行為とみなすことができるものとする。

⑷　上記⑴から⑶の過程をすべて検討の上、導き出された処分等の程度の妥当性について、利用者保護及び事業所運営体制等の観点から検証する必要のある内容を定める。この内容を検証して、必要な場合は処分等の程度を変更のうえ、最終決定する。

４．個別事情による加重・軽減

上記の基本的な処分程度に対し、個別事情による加重や軽減を行う。

⑴　人員基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ●利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ●利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	 ＋２級（態様） ＋１級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ●故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ●軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	 ＋１月（期間） ▲１月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ●違反状況の継続が１年以上の場合 【軽減の視点】 ●違反状況の継続が３月以下の場合	 ＋１月（期間） ▲１月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ●役員等が実行又は関与（指示）していたもの ●役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ●役員等が実行又は関与（指示）していないもの	 ＋１月（期間） ＋１月（期間） ▲１月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ●当該不正行為につき、行政から職員の増員、利用	 ＋２級（態様）

	定員等の見直し、事業の休止等の指導を受けているにも関わらず正当な理由なく指導に従っていないもの ●監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 【軽減の視点】 ●事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	 ＋１級（態様） ▲１級（態様）
⑥過去５年の行政処分等	【加重の視点】 ●同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ●同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ●別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき ●不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	 ＋３級（態様） ＋１級（態様） ＋１級（態様） ＋１級（態様）

⑵　運営基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ●利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ●本基準違反が次に掲げる場合その他の事業者が自己の利益を図るためのものであるとき ・介護サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき ・介護サービス事業者と居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）間での金品その他の財産上の利益の供与又は収受に関するものであるとき ●利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	 ＋２級（態様） ＋２級（態様） ＋１級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ●故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ●軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	 ＋１月（期間） ▲１月（期間）

③常習性	【加重の視点】 ●違反状況の継続が１年以上の場合 【軽減の視点】 ●違反状況の継続が３月以下の場合	 ＋１月（期間） ▲１月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ●役員等が実行又は関与（指示）していたもの ●役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ●役員等が実行又は関与（指示）していないもの	 ＋１月（期間） ＋１月（期間） ▲１月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ●基準違反が定員超過利用の場合であって、行政から定員の超過利用の解消の指導を受けているにも関わらず正当な理由がなく定員超過が２月以上継続しているとき ●監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 【軽減の視点】 ●事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	 ＋２級（態様） ＋１級（態様） ▲１級（態様）
⑥過去５年の行政処分等	【加重の視点】 ●同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ●同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ●別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき ●不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	 ＋３級（態様） ＋１級（態様） ＋１級（態様） ＋１級（態様）

⑶　人格尊重義務違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ●利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの 【軽減の視点】	 ＋１級（態様）

	●利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの	▲１級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ●故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ●軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	 ＋１月（期間） ▲１月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ●不正行為の継続が３月超の場合 【軽減の視点】 ●不正行為の継続が３月以下の場合	 ＋１月（期間） ▲１月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ●役員等が実行又は関与（指示）していたもの ●役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ●役員等が実行又は関与していないもの	 ＋１級（態様） ＋２月（期間） ▲１級（態様）
⑤悪質性	【加重の視点】 ●監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 【軽減の視点】 ●事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	 ＋１級（態様） ▲１級（態様）
⑥過去５年の行政処分等	【加重の視点】 ●同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ●不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき ●同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ●別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	 ＋１級（態様） ＋１級（態様） ＋４月（期間） ＋２月（期間）

⑷　不正請求

項目	内容	程度
①利用者被害、	【加重の視点】	

法益を侵害している様態・程度	●不正請求額が事業所の年間収入（介護報酬及び利用者負担額）の概ね10%以上の場合 【軽減の視点】 ●不正請求額が事業所の年間収入の概ね１%未満の場合（ただし、不正請求の内容が明確な架空請求等、著しく悪質な場合は軽減の対象としないことができる。）	＋１級（態様） ▲１級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ●故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ●軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	 ＋１月（期間） ▲１月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ●不正行為の継続が１年以上の場合 【軽減の視点】 ●不正行為の継続が３月以下の場合	 ＋１月（期間） ▲１月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ●役員等が実行又は関与（指示）していたもの ●役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ●役員等が実行又は関与していないもの	 ＋１月（期間） ＋１月（期間） ▲１月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ●監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 【軽減の視点】 ●事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	 ＋１級（態様） ▲１級（態様）
⑥過去５年の行政処分等	【加重の視点】 ●同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ●不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき ●同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ●別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	 ＋１級（態様） ＋１級（態様） ＋４月（期間） ＋２月（期間）

⑸　不正の手段による指定

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ●明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用して指定申請を行うなど申請に重大明白な瑕疵があり、事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していたもの 【軽減の視点】 ●指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた場合で、事業開始時には人員基準違反等の状態が解消されていたもの	＋１級（態様） ▲１級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ●故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ●軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	＋１月（期間） ▲１月（期間）
③常習性	―	
④組織性	【加重の視点】 ●役員等が実行又は関与（指示）していたもの ●役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ●役員等が実行又は関与していないもの	＋１月（期間） ＋１月（期間） ▲１月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ●監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの ●不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が３月超の場合 【軽減の視点】 ●事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの ●不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が３月以下の場合	＋１級（態様） ＋１月（期間） ▲１級（態様） ▲１月（期間）
⑥過去５年の行政処分等	【加重の視点】 ●同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	＋１級（態様）

	●不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	＋１級（態様）
	●同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	＋４月（期間）
	●別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	＋２月（期間）

５．利用者保護及び事業所運営体制等による変更（全処分事由共通）

前述までのとおり、事由により定めた基本的な処分程度に加重、軽減を行った後、さらに利用者保護や運営体制に対する評価を行う。この評価は全処分事由に共通なものとする。

【処分程度の調整】

項目	内容	変更程度
利用者保護	●指定取消又は指定の全部効力停止相当であるが、代替サービスの確保の見込みが立たず、利用者へのサービス継続の必要性の観点から当該事業所の運営継続がやむを得ないと判断される場合であって、不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるとき	指定取消又は指定の全部効力停止を一部効力停止へ変更
運営体制等※	●勧告（指導）相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が欠如、職員の介護に関する知識・技術が欠如又は組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき	勧告（指導）を一部効力停止へ変更
	●勧告（指導）又は指定の一部効力停止相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の介護に関する知識・技術が著しく欠如又は組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へとつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき。	勧告（指導）又は指定の一部効力停止を全部効力停止へ変更

	●上記の場合又は指定の全部効力停止相当であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがないとき	勧告（指導）並びに指定の一部又は全部効力停止を指定取消へ変更

※この「運営体制等」については、監査の結果、運営基準違反（人員基準違反）のため、本来であれば勧告すべきものであるが、当該事業所に対して加重するか否かを検討するべき事項を意味する。

6．その他

⑴　人員基準違反及び運営基準違反の場合

法の規定では、「条例で定める員数を満たすことができなくなったとき」及び「基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき」とされていることから、監査時以前の過去の一時期に基準違反があったが監査時には基準が満たされているという場合には、行政処分等の事由には該当しない。

ただし、人員基準違反に起因する不正請求等は当然のことながら行政処分等の事由に該当する。

⑵　不正請求の場合

サービス提供記録等が全部又は一部存在しない並びに不備がある場合等は、明確に運営基準に違反していると考えられるが、不正請求と認定するにあたっては、関係者の証言や他の諸記録との整合性等を調査し、サービス提供が不可能であったことを確認できるか否か判断を行うこと。

⑶　不正の手段による指定の場合

不正の手段による指定を処分事由として指定取消を行う場合は、原則として指定時に遡り指定の効力が取り消されるものであり（その他の処分事由による指定取消は、処分日から指定の効力が取り消される）、指定後に受領した介護報酬等は全額返還対象となる。

なお、不正の手段による申請を処分事由として指定の全部又は一部効力停止を行う場合は、指定の効力は処分日（効力発生日）から停止される。

7．用語の定義

この基準中の用語の定義は、次のとおりとする。

介護サービス事業者	指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事

	業者、指定事業者（第一号事業）、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院をいう。
利用者	介護保険サービスを利用する者をいう。
役員等	当該法人の役員又はサービス事業所を管理する者をいう。
故意	自分の行っている行為が何らかの結果をもたらすことを認識していたにもかかわらず、あえてその行為を行ったことをいう。
重大な過失	通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態をいう。
軽過失	行うべき注意を欠いている状態をいう。